

○第第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）素案に対する意見募集結果について

第第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）素案について、令和7年9月24日（水）から令和7年10月23日（木）までの間、県のホームページなどを通じて、県民の皆様からの御意見を募集しました。その結果、6名の方から15件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。

いただきました御意見要旨及び県の考え方につきましては、以下のとおりです。

整理番号	計画該当ページ	該当箇所、項目等	御 意 見 要 旨	県の考え方
1	P50 P51	（４）効率的な機械化の推進 （１）木材加工・流通ネットワークの構築	クラウド環境を構築し、川下までの需給データ（価格情報、製品に適した造材寸法など）を集約することにより、ＩＣＴハーベスタの活躍を促進でき、素材単価を引き上げられる。すべてを連動させる仕組みづくりを構築してほしい。	ICTハーベスタの活用は、素材単価の引き上げや生産・流通の効率化に加え、作業の効率化と安全性向上に貢献することから、林業労働者の確保という観点からも重要であると考えております。 川下の需給データ等を含むサプライチェーンのデジタル化については、価格情報や需給予測といった企業情報の共有等について川上から川下に至る合意形成を必要とすることなどから、中長期的な視点に立って取り組んでまいります。 なお、本県では山元土場から原木市場までの原木流通情報のデジタル化を図り、関係者間で共有できるネットワークの構築に取り組んでいるところであり、当該システムの普及を図りつつ、流通の効率化等を促進してまいります。
2	P45 P59	（１）適切な再造林の推進とコストの低減 （２）地域の森林の適切な保全管理	再造林を進めるための人材確保は他産業との取り合いになり非常に困難な状況であることから、ドローンによる除草剤散布を認め、労働力軽減を図る必要がある。	森林整備事業における除草剤の活用については、国有林や群馬県などでドローン等を活用した空中散布の実験的な取組は行われておりますが、現時点では、森林整備事業での活用は未定と伺っております。 今後も他県の先進事例について情報収集に努め、関係者の皆様とも意見交換しながら、様々な視点で検討してまいります。
3	P53	（４）県産材製品の輸出促進	国内需要はますます枯渇することを考えると、原木輸出は止めて、製材品の輸出先を東アジアに限定せずに広く進めていく必要がある。	県産材製品の輸出は、韓国・台湾・中国・ベトナムなどアジア地域はもとより、市場規模の大きい米国などの開拓に取り組むとともに、建築用途以外の新たな分野での木材利用の用途開発を進め、県産材の需要開拓を行います。
4	P53	（４）県産材製品の輸出促進	人口減等に伴う国内の木材需要の減少が懸念される中で、海外への木材需要拡大が必要であるが、現在、ほとんどが丸太での輸出となっており、付加価値の付いた木製品の輸出を増やすことが急務であり、令和12年度の目標値を高めることは良いことと考える。 特に、台湾では、木材を利用する文化自体がないため、素案に示されているように、常設展示場を設営し、木の家の住み心地の良さをＰＲしたり、木育活動などで、子供の時から木に親しむことができる環境づくりを積極的に進めてもらいたい。 また、韓国は、元々、「韓屋」という木造軸組の文化があることから、台湾同様、木の家の住みやすさを広く伝える取組を進めてもらいたい。	計画の改定に伴い、県内製材工場等で製材加工された付加価値の高い製材品の輸出に積極的に取り組むこととし、製材品の木材輸出額の令和12年度目標値を10億円としています。 また、台湾における木材利用の促進は、本県産材の輸出拡大にも寄与するため、木の良さを感じてもらう木育活動をはじめ、展示会等での本県産材のPRなどに取り組んでいます。 さらに、韓国においては、これまで材工一体での木造建築を進めてきたところではありますが、木の家の良さを伝えるため、本県産材で建築された建築物での現地での見学会やセミナーを開催してまいります。

整理番号	計画該当 ページ	該当箇所、項目等	御 意 見 要 旨	県の考え方
5	P53	(4) 県産材製品の輸出 促進	少子高齢化に伴って人口が減少する中で、海外に木材の販路を求めているが、県産材の製品出荷額のR12年度目標値を517百万円から1,000百万円に大幅に引き上げている理由が知りたい。	令和6年度の製材品の輸出額は約6億円で、国内の住宅需要の減少が見込まれる中、付加価値の高い製材品の輸出に積極的に取り組む必要があることから、県産材製品出荷額の令和12年度目標値を引き上げて10億円としております。
6	P53	3 県産材の需要拡大の 推進 (1)～(5)	最も大きな需要を生み出すのは建築材であるため、木造住宅建築の消費税減税や住宅メーカーへの木工費補助など、木材の需要を増加させるための施策を打ってはどうか。	本県製材品の9割を占める建築用材の主な需要先である新設住宅の着工戸数の減少が予想されるため、県産スギ材等が使われていない住宅部材や非住宅等の新たな分野での市場開拓、県外出荷・海外輸出などにより、県産材の需要を維持していくこととしています。県としては県内の木造住宅を建てる工務店のPRなどの支援をしており、住宅需要も含め対応をまいります。
7	P18	【木材価格の動向】	循環型林業のためには、製品価格と丸太価格をある程度定め、その定価の中で各社が生産性(生産量)を競う構造に移行することで、価格競争ではなく、安定した経営ができる環境を構築する必要がある。	木材価格については他の資材と同様に、我が国の市場原理の下で需要と供給のバランスに基づくため、慎重に対応する必要があります。本県としては、森林・林業・木材産業の持続性を高めるため、引き続き木材需要の創出に取り組むとともに、効率的な林業経営と原木供給体制の確立ならびに木材産業の競争力強化等に向けた施策を推進してまいります。
8	P61	(3) 就労環境の改善	伐って使って植えて育てるサイクルを持続的に回すには、素材生産と比較しても賃金格差が生じている造林側にさらに手厚い補助が必要である。 素材生産・造林・製材業の一般作業員の平均年収を比較し、作業内容の違いを考慮して、適正な賃金水準が保たれているか検証し、必要であれば是正するための施策(補助金など)を講じるべきである。	県では、森林整備事業の高上げ補助や造林事業体への資機材整備、新規就業者の継続雇用に対する支援や従事者の待遇改善に取り組む事業体に対する指導・助言を行う専門家の派遣等を行うなど、様々な支援を実施しております。 また、適正な賃金水準の確保については、基本的には経営者が決定するものではありませんが、様々な支援を通じて働きかけるとともに、必要な施策があれば検討してまいります。
9	P61 P63	(1) 新規就業者の確 保・育成 (2) 森林環境教育の推 進 (3) 木育の推進	将来にわたり循環型林業を継続していくには、木造住宅等の木材消費者と林業従事者数の安定が不可欠です。そのためには、子ども達が身近に林業を見たり接したりする機会を設け、「将来になりたい職業」の選択肢となることが重要となることから、木工教室や森林ボランティアの体験等が必要と考える。	資源循環型林業を進めていくためには、森林・林業を理解し、積極的に木材を選択する消費者や担い手の育成が重要であると考えています。 そのため、小学生を対象とした製材工場見学等のバスツアーや学校等への講師派遣など、森林・林業への理解と関心を深める取組を行っております。また、工業高校生を対象にした木材利用事例見学ツアーや、林業関連学科在籍高校生を対象とした高性能林業機械・ドローンの操作体験、普通科高校生を対象とした森林・林業体験学習等のキャリア教育にも取り組んでおります。 今後も、幅広い世代を対象とて、森林・林業や木材利用への普及啓発を図るとともに、林業体験等を通して就業しやすい機会の創出に努めてまいります。

整理番号	計画該当 ページ	該当箇所、項目等	御 意 見 要 旨	県の考え方
10	P46	(5) 野生鳥獣被害防止 対策の推進	シカの被害など野生鳥獣被害が深刻で、狩猟者の減少・高齢化もその要因の一つになっていることから、農林業者自ら守るとの意識のもと、関係団体が連携して、狩猟免許取得を促し、経験豊富な狩猟者がいるうちに、技術の伝承を行うべきである。	狩猟者の確保に向けて、関係団体と連携し、狩猟免許取得希望者を対象とした事前講習会開催や免許取得経費への助成など、免許を取得しやすい環境整備に取り組んでおります。 また、経験豊富な狩猟者を講師に迎え、狩猟初心者・農林業者等を対象とした捕獲技術講習会等を開催し、技術力の向上を図っているところです。
11	P57	(3) 地域に密着した普及指導の展開	持続的な林業・森林整備を推進するために、森林環境税が、より柔軟に、効果的な施策に使えるよう要望する。	国の森林環境税を財源とする森林環境譲与税は目的税であることから、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」で定められた使途の範囲内において市町村や県が事業を構築しており、市町村においては間伐等の森林整備や人材育成等の森林整備の促進に、県においては市町村の支援等に活用しております。 県では、森林環境譲与税を有効に活用するため、今後とも、市町村の支援に取り組んでまいります。
12	P23	4 木材の加工・流通	P23 第2章 第2節 4 木材の加工・流通 (2行目)○製材工場数は～工場の大型化・効率化が進んでおり～ 出力数、原木消費量、製材品出荷量が増大していることで、工場の「大型化」は読み取れるが、「効率化」は読み取れないのではないかと。効率化が進んでいるといえる理由はあるのか。	製材工場の大型化に伴い、大径材にも対応し、自動で効率的な木取りを実現する製材機の導入が進んでおり、生産性が向上しています。 なお、出力1kW当たりの原木消費量は34.9m³/kWと、全国平均の24.2m³/kWを大きく上回る水準となっており、これは少ない動力で多くの原木を効率的に処理できていることを示しています。
13	P66	重点プロジェクト 重点1の指標	県は、グリーン成長プロジェクトにおいて、R8年度の再造林率を90%以上にすることを目標としているが、本計画書の重点プロジェクトにおける再造林率の指標は、R12年度で90%となっている。目標値の整合性の考え方はどうなっているのか。	県では、グリーン成長プロジェクトにおいて、R8年度の再造林率90%以上を目標として、各種取組を実施していますが、プロジェクト終了後も将来にわたって森林資源を確保していく必要があることから、R8年度以降も高い再造林率を維持していくため、R12年度の目標値を90%としています。
14	P46	主な指標 再造林率(%)	再造林率の分母について、再造林が困難な山地を除くことはできないのか。	再造林率は主伐した箇所に再造林した面積の割合ではなく、「再造林された面積」と同じ年度において、製材やバイオマス、輸出で利用された素材生産量の合計を伐採面積に換算するなどして推計した「主伐された面積」を分母として算出していることから、現段階で再造林が困難な山地を分母から除くことは考えておりません。
15	P61	(1) 新規就業者の確保・育成	アルバイト等の短期雇用労働者の活用とあるが、林業労働経験の浅いアルバイトでは、作業内容によっては、事故等のリスクが高いことから、十分な経験を積んだ短期雇用労働者としてはどうか。	林業においては労働災害の発生率が他産業に比べて高いことから、労働安全対策は重要な課題であると認識しています。そのため、アルバイト等の短期雇用労働者については、造林作業（植栽）を中心に実施して行く予定です。また、令和5年度から7年度にかけて「造林担い手インターンシップモデル事業」として、お試し造林を実施しています。